種の保存法

# 特定第二種制度の特徴

## ~規制と保全活動~

特定第二種国内希少野生動植物種は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(通称、種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の規制のうち、販売又 は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等、陳列・広告が規制される制度です。

特定第二種国内希少野生動植物種に指定された場合には、インターネット上や個人間での販売・購入も含めた流通目的の捕獲等を規制することによって、野外から大量の絶滅危惧種が乱獲されて販売されることを防ぐことができます。

特定第二種国内希少野生動植物種に指定された野生動植物は、調査研究や環境教育等を目的とした捕獲等、譲渡し等は規制の対象外となります。この制度では、自然とのふれあいや関わりを維持しつつ、積極的な生息・生育地の保全活動等を推進し、対象種を守ることが期待されます。こうしたことから、生息・生育地の環境が改善された際に速やかに個体数の回復が見込まれる両生類、淡水魚類、昆虫類などが代表的な指定対象として想定されます。

### ■ 指定区分及び規制の概要

国内希少野生動植物種には、規制内容の異なる3つの区分があります。捕獲等、譲渡し等(いわゆる取引。 あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる)、輸出入等が規制される「①国内希少野生動植物種」、商業的 な繁殖技術が確立した種を、届出事業者が販売・譲渡する「②特定第一種国内希少野生動植物種」、販売・ 頒布を目的とした捕獲や譲渡し等が規制される「③特定第二種国内希少野生動植物種」です。

※このほか、ワシントン条約附属書 I 掲載種等に関する「国際希少野生動植物種」の制度があります。

### ▶各指定区分の捕獲等及び譲渡し等の規制概要は以下のとおりです。

指定区分		指定基準等	捕獲等		譲渡し等		陳列·広告	輸出	輸入	指定種の例
			販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外	(販売·頒布目的)	11110	111八	1日に住り7月
1	国内希少野生動植物種	絶滅のおそれの高い種のうち、 その存続に支障をきたす 事情がある種	×	X *1	×	X*1	×	× <sup>*2</sup> **3		イリオモテヤマネコ、ミヤコタナゴ、 ヤンバルテナガコガネ等
	②特定第一種国内 希少野生動植物種	商業的な繁殖技術が 確立されている種	×	× * 1 * 5	0*6	O**6	0*6	0	0	レブンアツモリソウ、ナンバンカモメラン、 アマミデンダ等
	③特定第二種国内 希少野生動植物種	流通等を目的とした捕獲等を 規制することにより、 種の保存が期待される種	×	0	×	0	×	×**3	0*2	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、 タガメ、カワシンジュガイ等

- ${
  m **}$  1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能です。
- ※2 外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき承認を受ける必要があります。
- ※3 学術研究や繁殖等の目的で、環境大臣の認定を受けた場合は可能です。
- ※4渡り鳥条約等に基づく指定種(トキ、タンチョウ、シマフクロウ等)の輸入時には証明書の添付が必要です。
- ※5種の保存法第30条に基づく特定国内種事業に係る譲渡し又は引渡しのための繁殖を目的として行う捕獲等で、環境大臣の許可を受けた場合には可能です。
- ※6 特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しを反復継続して行う場合は、特定国内種事業としてあらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出たければなりません。

指定されている種の一覧は こちらをご覧ください。







### ▍特定第二種国内希少野生動植物種の主な規制内容と罰則

### 【規制内容】

- ▶個体等(生死を問わない)は、販売や、有償・ 無償を問わず多数の人に渡すこと(頒布)、こ れらにつながる陳列・広告(インターネットや SNS を含む)、捕獲等(捕獲、採取、殺傷又は損傷) が禁止されています。(※販売・頒布については、 右のフロー図もご覧ください。)
- ▶個体の輸出等についても原則禁止されています。

### 【罰則】

特定第二種国内希少野生動植物種を含めた国内希 少野生動植物の捕獲等や譲渡し等の規制に違反し た場合には、種の保存法の規定に基づき以下の罰 則が適用されます。

### ▶個人の場合

▶法人の場合

5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金 またはその両方

1億円以下の罰金

### Q 指定時に飼育していた個体は どのように扱えばよいですか。

指定前から飼育されていた個体の飼育を継続するこ

個体(生体・死体・標本を含む)の譲渡しなどを行うか

得ない

譲渡し等の主たる目的は何か

不特定又は 特定多数である

規制対象(頒布)

該当の有無は譲渡し等の相手の人数や

譲渡し態様等を踏まえ総合的に判断

行う

譲渡しの際に金銭又は金銭的価値に

換算できるような対価を得るか

種の保存に資する目的

学術研究・繁殖・教育・

個体の生息・生育状況の調査等、 に該当するかを判断

OK (規制対象外)

主な目的が販売・頒布でなく かつ種の保存に資する行為であるため

得る

規制対象(販売)

行わない

個人での愛玩飼育や 学術研究を行うための捕獲等

OK (規制対象外)

それ以外の目的

譲渡し等の相手が不特定又は

特定多数であるか

それ以外

OK (規制対象外)

A とは規制されません。野外に放出することなく、最 後まで大切に飼育してください。

### ■ よくある御質問

### 指定前から飼育していた 個体も規制されますか。

規制されます。

A 指定前から飼育されていた個体やそれらから繁殖さ ┃せた個体の販売・頒布も禁止されます。

### Q|指定種の卵も規制の対象ですか。

- 特定第二種国内希少野生動植物種の指定種のうち、 A 両生類等の種の保存法施行令で定める一部の種につ いては、卵や種子も規制の対象になります。
- ▶ 詳細は環境省ウェブサイトをご覧ください。

### QI指定種の標本も規制の対象ですか。

昆虫標本等の個体の全形を保った標本は種の保存法で定め ▲ る「加工品」に該当しますので規制の対象です。例えば、 ▋タガメの標本を販売・頒布することはできません。

### 特定第二種国内希少野生動植物種の保全活動



トウキョウサンショウウオの保全 (東京都あきる野市)

本種は森林に接した止水域で早春に繁 殖するため、冬の間に繁殖場所となる 浅い池を整備して保全を図ります。



カワバタモロコの保全 (滋賀県彦根市)

生息域外保全と生息域復元のために、 (株)ブリヂストン彦根工場のビオト-プで導入試験を実施しています。



タガメの保全 (兵庫県たつの市)

本種の安定的な産卵場所を増やすため、 産卵の代替場所となる木の棒等を水田 内に設置して保全を図ります。

● 特定第二種国内希少野生動植物種は絶滅危惧種です。むやみな捕獲はやめましょう。

### 皆様への お願い

- 捕獲・飼育した個体はみだりに別の場所に放すことなく、最後まで飼い続けましょう。 −度飼育した個体を野外に放すと、病気を持ち込んだり、遺伝子を攪乱して地域の生 態系に悪影響を及ぼすことが知られていますので、放さないようにしましょう。
- 地域での保全の取組に参加してみましょう。



### 環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (代表)

H P: http://www.env.go.jp/nature/kisho